

整理番号：9-1

提言題名：マナー違反をなくすための記事を広報に掲載してほしい

**【提言の要旨】**

近所の非常識な行為を直接本人に言えばトラブルになります。市民が読む広報や回覧で注意を促していただければ、やめてくださるかもしれません。

①家の塀の外にブロックを縦につき出して置き、花や水槽をたくさん置いて道を狭くしているお宅がある。車が来た時、事故に遭いそうになったり、ブロックで怪我をしそうになり困っています。

②受動喫煙が問題になり2020年4月1日より市も禁煙記事を出しているのに、西口喫煙所のパネルの外やエレベーターの中、またはエレベーター前で吸っている方が多数います。自宅の庭から1メートルと離れてない道や隣の家の庭やベランダであたり前のように吸っていて、喘息もちの私は、大変困っています。施設でなくても受動喫煙に変わりはありません。警察に相談すべきでしょうか。

(令和2年10月受付)

**【回答の要旨】**

①マナー違反をなくす為の記事を広報に掲載してほしい

**【回答】**

広報紙においては、定期的に所有物を歩道や車道に置いて占有しないことや、生け垣等をせり出して設置しないよう注意を促す記事、並びに喫煙所以外で喫煙しないよう呼び掛ける記事を掲載しているところです。管理課、環境対策課等関係各課と協議の上、今後も効果的なお知らせ方法を考えてまいります。

(広報広聴課 令和2年10月回答)

②井野公民館裏の市道上の置き花等について

**【回答】**

井野公民館裏の市道上の置き花や水槽についてですが、現場を確認いたしました。場所の特定が出来ませんでした。お客様のお宅へご訪問、お電話させていただきましたがご不在のため確認が出来ませんでした。もし詳しい場所をご連絡いただければ、すぐに現場の確認をいたします。なお、今後広報へ掲載し啓発に努めてまいります。

(管理課 令和2年10月回答)

③西口喫煙所について

**【回答】**

西口喫煙所については市でも対応に苦慮しているところです。9月の末に喫煙所パーティーに喫煙所エリア内での喫煙、また、周囲の歩行者等にタバコのの影響がおよぶ恐れが

ある場合は喫煙を控えていただくよう注意を呼び掛ける張り紙を貼付しましたので、これにより、喫煙者の意識が向上されることを期待しています。

また、自宅庭での喫煙については平成30年に健康増進法が改正され「望まない受動喫煙の防止」について、屋内喫煙への様々な規制が制定され、屋外喫煙については「周囲の状況に配慮しなければならないと定められました。また市でも「取手市まちをきれいにする条例」を制定し、市民の責務として「公共の場所（道路、公園等）での喫煙をしないよう努めなければならない」との努力規定を設けて、市民にご協力を促していますが、いずれも努力義務ですので、今後も「望まない受動喫煙の防止」について国や他自治体の取り組み等を注視、研究し、喫煙者のマナー・モラル向上への啓発を進めて参ります。

（環境対策課 令和2年10月回答）